

私道の寄附受入れ基準

(目的)

第1条 この基準は、「平塚市道に関する取扱い要綱」第8条の規定に基づき、私道の寄附の受入れに関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この基準において、次の各号の用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 宅地 一戸建専用住宅又は、店舗等の併用住宅に供されている土地をいう。
- (2) 共同住宅等 建築基準法第2条第2号に規定する特殊建築物のうち共同住宅の用途に供する建築物又は長屋であり、1区画の専有面積が30平方メートル以上の建築物で浴室、便所及び台所を有するものをいう。
- (3) 公共的私道 5宅地以上の用に供されている私設の道路又は、3宅地以上かつ4戸以上の共同住宅の用に供されている私設の道路をいう。
- (4) 通り抜け道路 道路の起点及び終点のいずれもが公道に接している道路をいう。
- (5) 袋路状道路 道路の起点若しくは、終点のいずれかが公道に接続している道路をいう。
- (6) 所有権以外の権利 所有権を行使するうえで支障となる、賃借権、地上権、質権、抵当権等の権利をいう。
- (7) 私的占用物件 道路上若しくはその地下に設置された個人の電柱、看板、電線、水道管及びこれらに類するもの。
- (8) 位置指定道路 建築基準法（昭和25年法第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、特定行政庁が位置の指定を行った道路。

(基本方針)

第3条 私道の寄附は、公共的私道でかつ、次条以下に規定する要件に適合しなければ受入れることができない。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合で、所有権以外の権利が設定されていない私道は、この限りでない。

- (1) 道路法（昭和27年法第180号以下「法」という。）の規定による、平塚市道の認定を受けた幅員1.8m以上の私道。

- (2) 昭和45年12月31日以前の位置指定道路でかつ、通り抜け道路として利用されている、幅員がおおむね4m以上の私道。
- (3) 地区計画等（都市計画法第12条の4第1項第1号及び第3号をいう。）の道路計画に基づき、拡幅等の整備を位置付けられた私道で、一定の要件を満たしたもの。

（通り抜け道路）

第4条 通り抜け道路は、次の各号に掲げる基準のすべてに適合しなければならない。

ただし、位置指定道路の通り抜け道路は、第1号、第2号の基準を緩和できるものとする。

- (1) 幅員が4m以上であること。
- (2) 道路の交差箇所に隅切り（斜長3m以上）が設けられていること。
- (3) 道路の境界が明確であること。
- (4) 縦断勾配が9%以下であること。（短区間の場合には、12%以下とする。）
- (5) 所有権以外の権利が設定されていないこと。
- (6) 道路に私的占用物件がないこと若しくは、寄附手続き完了までに私的占用物件の除去が完了すること。

（袋路状道路）

第5条 袋路状道路は、次の各号に掲げる基準のすべてに適合しなければならない。

ただし、昭和45年12月31日以前の規定による位置指定道路で袋路状道路は、第1号、第3号及び第4号の基準を緩和することができるものとする。

- (1) 幅員が4m以上であること。
- (2) 延長が30m以上であること。
- (3) 道路の交差箇所に隅切り（斜長3m以上）が設けられていること。
- (4) 幅員が6m以上の道路を除き、延長が35mを超える場合には、終端及び区間35m以内に別に定める基準の転回広場が設けられていること。
- (5) 道路の境界が明確であること。
- (6) 縦断勾配が9%以下であること。（短区間の場合には、12%以下とする。）
- (7) 所有権以外の権利が設定されていないこと。
- (8) 道路に私的占用物件がないこと若しくは、寄附手続き完了までに私的占用物件の除去が完了すること。

（寄附申出者の責務）

第6条 私道の土地所有者等は、当該私道が寄附受け入れ可能となった場合、道路内に設置されている電柱等を、原則、民地内へ移設するものとする。また、寄附に伴う境界立会や必要となる書類を提出するものとする。

(その他)

第7条 この基準に定めのない事項が生じた場合には、その実態等を勘案し、市長が定めるものとする。

この基準は、昭和53年8月1日から適用する。

(一部改正)

この基準は、平成13年1月1日から適用する。

この基準は、平成17年11月1日から適用する。

この基準は、令和3年4月1日から適用する。